

●平成23年度 監査テーマ 市税の賦課及び徴収並びに一般会計における収入未済額の管理に係る財務事務について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【2】固定資産税の賦課について

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	講じた措置
1	減免割合の根拠を明記すべき [報告書31ページ]	平成22年度の減免申請書ファイルを開覧したところ、火災により家屋の固定資産税が6割減免されたものがあった。枚方市税条例施行規則第12条によると、減免割合が6割であれば当該家屋の価格の4割以上6割未満の価値を減じたことが要件であるが、担当者が現場確認を行っているものの家屋価格の下落割合までは計算されていない。本来は、規則にしたがって家屋価格の下落割合を算定したうえで減免割合を決定すべきであり、それが困難であれば現状の実務に即して規則を改定すべきである。	財務部	火災減免に伴う減免割合の算定方法については、固定資産評価基準の「損耗の程度に応ずる減点補正率」により家屋の価格算定を行ったうえで、規則に従って減免割合を算定する旨、担当職員に周知徹底済みである。また今後は、被災後も課税客体として残る家屋については、価格算定に至った計算式や調査図を添付することとし、その旨についても担当職員に周知済みである。
2	システムへの入力チェックは入力者とは別の担当者が行うべき [報告書32ページ]	固定資産税(償却資産)では、償却資産申告書兼課税台帳を基に市の資産税課職員が税総合オンラインシステムへ入力を行うものがある。当該台帳には入力者・チェック者の欄を設けており、作業を行った職員が氏名を記入するルールになっている。平成22年度の当該台帳を開覧したところ、入力者・チェック者欄が同一氏名の事例が見受けられた。入力の誤りを防ぐためには、システムへ入力した職員とは別の職員がチェックする必要がある。また、この事務手続きは明文化されておらず、マニュアルなどに明記すべきである。	財務部	償却資産のマニュアルに、「確認は二回行い、一回は必ず入力者と違う者がすること」という一文を明記し、担当職員に周知の上、平成24年度より適正に点検を実施している。
4	対面調査方法について明文化し実施すべき [報告書33ページ]	税務署へ法人税の申告をしている法人については机上調査で捕捉できる。一方、そもそも税務署及び市へ税務申告を行っていない法人を捕捉するには対面調査を行う必要があるが、資産税課では現状では実施していない。今後、資産税課では医業など償却資産を保有している可能性の高い業種を中心に、対象事業者をリストアップして対面調査する予定とのことであり、マニュアルなどにサンプル抽出基準や調査内容などを定めたうえで速やかに実行されたい。また、不申告者に対しては、不申告に対する過料が課せられること(条例第86条)も周知していくべきである。	財務部	多くの事業者に申告をいただくことにより税収増を図るため、平成23年度は税理士協会が主催する研修会においてリーフレットの配布を行うなど、申告指導に努めているところであるが、税務申告を行っていない法人を捕捉する方法についても事務改善を進めており、不申告法人を捕捉する方法として監査人から指摘のあった対面調査だけではなく、不申告法人のほか、さらに事業を営む個人をも捕捉する方法として、平成24年度においては、新たに職業別電話帳のリスト化に着手しているところである。また、平成22年度まで実施できていないと監査人から指摘のあった対面調査については、高コストな方法ではあるものの、一定の効果が見込まれるため、費用対効果を考慮しながら、机上調査で申告に至らなかった事案などを中心に実施するよう改めた。ちなみに、予定していた申告指導の取り組みについても、調査対象の抽出基準や調査内容を明文化し、担当職員に周知のうえ、医療機関の未申告者に対して対面調査も含めた申告指導を行うとともに、減価償却資産明細書の提出を求めるなどの取り組みを行ったことで、約420万円の税収増に繋げることができた。次に、不申告者に対して過料が課せられること(条例第86条)の周知については、従前より申告書送付の際に同封している償却資産の手引きに記載しており、今後は市のホームページなどでも注意を喚起するなど、一層の申告指導に努めていく。

【3】市税の徴収について

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	講じた措置
5	差押可能額を正しく計算したうえでチェックすべき 〔報告書37ページ〕	平成22年度の滞納処分停止決議書を閲覧したところ、給与差押可能金額(国税徴収法第76条I)について納税課が算定した結果はマイナス30,400円であり、差押えができる財産はなく、生活保護法の適用基準に近い生活程度(地方税法第15条の7I②)と判断し、執行停止を行っているが、監査人が再計算したところ給与差押可能金額は49,600円となったケースが1件あった。 今後においては正しい計算表を使う必要がある。また、内部統制機能として、決議書による決裁の際にいずれかの者が再計算するなどのダブルチェックを行えるような体制の整備についても、事務量等の負荷を勘案した上で、検討すべきである。	財務部	包括外部監査における指摘後、速やかに正しい計算表を使うよう、徴収職員全員に周知した。 また、決議書による決裁の際に担当係長が再計算するなどのダブルチェックを行えるような体制の整備を行った。
6	分割納付の安易な再分割は認めるべきでない〔報告書38ページ〕	平成22年度の滞納処分停止決議書を閲覧したところ、長期にわたって収入未済額として滞留し、最終的に執行停止と判断されたA社の事例が1件あった。もっと早い段階で執行停止すべきであったと考える。従来は、再分割をどこまで認めるか、財産調査をどのタイミングで行うか明確な判断ルールがなかったため、結果として分割納付の再分割を繰り返したことが主な要因である。 現状では、滞納者から分割納付の申し出があったときの基本的な対応を定めており、基本的には分割納付は認めず、分割納付を認めても不履行が2ヵ月続くと原則として滞納処分に移行するルールとなっている。今後は、当該ルールに従って速やかに事務を執行すべきである。	財務部	分割納付等に関する事務取扱ガイドラインに沿って速やかに事務を執行している。

【4】保育所運営費負担金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	講じた措置
10	分割納付誓約書に日付が記入されていない 〔報告書48ページ〕	分割納付誓約書を閲覧した結果、分割納付誓約書に日付が記載されていないものが見受けられた。分割納付誓約書は債務承認の重要な書類となるため、必ず分割納付誓約を締結した日付を記載する必要がある。	子ども青少年部	指摘を受けた後、日付を記入させるよう徹底した。